

京都市告示第486号

京都会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都会館条例第4条第2項の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年12月13日

京都市長 門川 大作

供用しない施設

京都会館（第1会議室、第2会議室、楽屋兼レッスン室、中庭その他構内地）

供用しない日

令和6年1月8日（月・祝）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）